

名古屋大学インキュベーション施設入居について

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部では、本学のシーズを活かしたベンチャー企業を育成する共用施設として、スタートアップ推進室でインキュベーション施設入居の審査をし、産学官連携課で管理をしています。

申請資格(どのような企業が入居可能か)

設立後3年以内の

- ・名古屋大学発ベンチャー称号授与企業
- ・名古屋大学発学生ベンチャー発号授与した企業

※但し、名大発ベンチャー称号授与審査とインキュベーション入居審査は同時に行うことができます。

起業目前の場合

原則、起業後に申請して頂きますが、例外的に間もなく起業する予定の企業、

- ・定款ができており、提出できる
- ・兼業申請書の写しを提出できる

の企業については コワーキングスペースのみ（登記先と郵便受目的に最適です）申請することが出来ます。

この場合、ベンチャー称号授与審査を一緒にしていただくことになります。

※但し、審査で承認されたとしても、条件付き承認であるため、3か月以内に起業（登記簿と定款の写しの提出、兼業許可写しの提出が必要です）しないと無効になります。

入居期間について

原則、最初2年、更新2年、更新1年 の
MAX5年間

但しコワーキングスペースは、5年を超える
場合、 1年毎に更新可能

※東山キャンパスは全面禁煙です。

インキュベーション施設内含め、東山キャンパスが全面禁煙(電子タバコも含む)で、喫煙スペースが設けられていないことや、大学
周辺の路上なども苦情が来るため喫煙はお控え願います。

居室について

- ・登記先の住所として使用できます。
- ・郵便受けを使用できます。
- ・共有スペースを会議等で利用できます。(機密事項は不向き)

○占有スペース(1F 6部屋、2F 8部屋)

それぞれスペース(面積)が違いますが、

(面積 m^2) × (賃料(変動します) + コンサルティング料) × 24カ月(2年間) + 光熱料

となります、※利用開始日により金額変更の可能性有

事前に空室があるかどうかご確認ください。

○コワーキングスペース(108北)

・複数の企業が共同利用するスペースです

10 m^2 × (賃料(変動します) + コンサルティング料) × 24カ月(2年間) + 光熱料

※利用開始日により金額変更の可能性有

賃料 賃貸借契約:施設統括部 資産課 (年度毎支払い ※2年間分を年度毎に支払い)

コンサルティング契約(運営補助費含、特許申請、各種イベント等情報の紹介):スタートアップ推進室(契約時一括支払い(2年間分))

審査会

必要に応じて開催

※但し、毎月下旬に開催している学術研究・産学官連携推進本部運営会議で本決定となります。

最短で、審査会→本部会議で正式決定から翌々月の1日から入居
例:10月中旬までに申請のご希望がきて、10月中に申請があり、11月の前半(本部会議提出期限前)に審査会を開け、承認となった場合、11月下旬の本部会議で正式決定となり、翌々月1月1日からの入居となります。

現在Zoomで開催

10分程度プレゼン資料を用いたプレゼン、5分程度質疑応答

審査に必要な書類(審査会前に提出)

- ・申請書

※申請責任者は本学の専任教員に限りますので、学生や、教員の方も退官後に申請ということになりますと、どなたか教授等にご依頼していただくことになります。(名古屋大学インキュベーション施設規程 6条2項による)

- ・プレゼン資料

- ・登記簿と定款の写し

※兼業許可通知書の写し(状況による)

ご参考

インキュベーション施設HP

<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/venture/entrepreneurship/incubation>

名古屋大学インキュベーション施設規程

https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110000283.htm

名古屋大学インキュベーション施設のプロジェクト開発室使用細則

https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110000279.htm